

障発0717第2号
令和2年7月17日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

(公印省略)

「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」の一部改正について

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査については、従来、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日障発0123第2号）に基づき、実施されているところであるが、今般、その一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和2年7月17日から適用することとしたので、通知する。

なお、この通知は、地方自治法（平成22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

新　旧　対　照　表

「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」(平成29年8月9日障発0809第2号)新旧対照表(案)

(傍線部分は改正部分)

新	旧
	障発0123第2号 平成26年1月23日
一部改正	障発0217第5号 平成27年2月17日
	障発0408第7号 平成28年4月8日
	障発0809第2号 平成29年8月9日
	障発0527第2号 令和元年5月27日
	<u>障発0717第2号</u> <u>令和2年7月17日</u>
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長	都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公印省略)	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公印省略)
指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について	指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について
(以下本文略) (別添1)	(以下本文略) (別添1)
1～3 (略)	1～3 (略)
4 指導対象の選定	4 指導対象の選定
指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。	指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。
(1) 集団指導	(1) 集団指導
① 新たに自立支援給付対象サービス等を開始した障害福祉サービス事業者等については、おおむね1年内に全てを対象として実施する。	① 新たに自立支援給付対象サービス等を開始した障害福祉サービス事業者等については、概ね1年内に全てを対象として実施する。

<p>② 自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じ選定して実施する。</p> <p>(2) 実地指導</p> <p>① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等については、<u>おおむね3年に1度</u>実施する。 ただし、障害福祉サービス事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年1回は実地指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。</p>	<p>② 自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じ選定して実施する。</p> <p>(2) 実地指導</p> <p>① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等のうち指定障害者支援施設等設置者等については、<u>概ね2年に1度</u>実施する。</p> <p>② 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等のうち指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者等及び指定特定相談支援事業者等については、<u>概ね3年に1度</u>実施する。</p> <p>③ その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。</p>
<p>5</p> <p>(1) 集団指導 (略)</p> <p>(2) 実地指導</p> <p>① 指導通知 都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、原則として実施予定日の<u>1か月前</u>までに次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。 また、実地指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示すものとする。 ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。 ア 実地指導の根拠規定及び目的 イ 実地指導の日時及び場所 ウ 指導担当者 エ 出席者 オ 準備すべき書類等</p> <p>② 指導方法 <u>ア 実地指導の確認項目等</u> 実地指導は、別紙「主眼事項及び着眼点等」(非常災害対策の非常災害には火災だけではなく水害・土砂災害等の自然災害も含む。)に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。 <u>(削除)</u> また、原則として、別紙「主眼事項及び着眼点等」における下線を付した項</p>	<p>5</p> <p>(1) 集団指導 (略)</p> <p>(2) 実地指導</p> <p>① 指導通知 都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。</p> <p>ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。 ア 実地指導の根拠規定及び目的 イ 実地指導の日時及び場所 ウ 指導担当者 エ 出席者 オ 準備すべき書類等</p> <p>② 指導方法 実地指導は、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。 なお、別紙「主眼事項及び着眼点」のうち非常災害対策の非常災害には火災だけでなく水害・土砂災害等の自然災害についても含むものとする。</p>

目（以下「標準確認項目」という。）以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとともに、「標準確認文書」で確認することを原則とする。

なお、実地指導を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、「標準確認項目」及び「標準確認文書」に限定せず、必要な文書を繳し確認するものとする。

イ 実地指導における文書の効率的活用等

実地指導において確認する文書は、原則として実地指導の前年度から直近の実績に係る書類とともに、利用者の記録等の確認は特に必要とする場合を除き、原則として3名以内とする。

また、事前又は当日に提出を求める資料の部数は1部とし、自治体が既に保有している文書については、再提出を求めず、自治体内での共有を図ることを原則とする。

特に①内容の重複防止 ((a)事前提出資料と当日確認資料の重複、(b)法人内で同一である書類の事業所ごとの重複提出等) や、②既提出文書（指定申請等で提出済の内容変更のない書類等）の再提出不要の取扱いに留意するものとする。

さらに、ＩＣＴで書類を管理している障害福祉サービス事業者等に対する実地指導においては、適宜パソコン画面上で書類を確認する等、障害福祉サービス事業者等に配慮した文書確認の方法についても留意するものとする。

ウ 同一所在地等の実地指導の同時実施

同一所在地や近隣の障害福祉サービス事業者等に対する実地指導については、適宜事業者の状況等も勘案の上、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより、効率化を図るものとする。

エ 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施

法に関する法律に基づく指導監査等との合同実施については、自治体の担当部門間で調整を行い、適宜事業者の状況等も勘案の上、同日又は連続した日程で行うことの一層推進するものとする。

オ 実地指導の所要時間の短縮

実地指導の所要時間については、効率化等に資する前記指導方法を踏まえることで一の障害福祉サービス事業者等当たり所要時間をできる限り短縮するとともに、1日で複数の障害福祉サービス事業者等の実地指導を行う等、障害福祉サービス事業者等及び自治体双方の負担を軽減し、実地指導の頻度向上を図るものとする。

③～⑥ (略)

6 監査への変更 (略)

7 その他

(1) 指導結果の指導結果の情報提供等

都道府県が指導を実施した場合はその障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して、また、市町村が指導を実施した場合は都道府県に対して、

③～⑥ (略)

6 監査への変更 (略)

7 その他

(1) 都道府県が指導を実施した場合はその障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して、また、市町村が指導を実施した場合は都道府県に対して、指導結果の通知及び改善報告書の内容について情報の提供を行うとともに、出来る限

<p>指導結果の通知及び改善報告書の内容について情報の提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。</p> <p>(2) <u>指導の実施状況の報告</u> 都道府県及び市町村は、指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。</p> <p>(3) <u>その他の留意事項</u></p> <p>ア 実地指導にあたっては、担当者の主觀に基づく指導や、当該障害福祉サービス事業者等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導を行わないよう留意するものとする。</p> <p>イ 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等について、と当該障害福祉サービス事業者等の共通認識が得られるよう留意するものとする。</p> <p>ウ 実地指導の際、障害福祉サービス事業者等の対応者については、必ずしも当該障害福祉サービス事業者等の管理者に限定することなく、実情に詳しい従業者や当該障害福祉サービス事業者等を経営する法人の労務、会計等の担当者が同席することは問題ないものとする。</p> <p>エ 個々の指導内容については、具体的な状況や理由を良く聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行うものとする。</p> <p>オ 効果的な取り組みを行っている障害福祉サービス事業者等は、積極的に評価し、他の障害福祉サービス事業者等へも紹介するなど、サービスの質の向上に向けた指導の手法について工夫することにも留意するものとする。</p>	<p>り利用者保護の観点から開示を行う。</p> <p>(2) 都道府県及び市町村は、指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。</p>
---	---

主眼事項及び着眼点等	(指定自立生活援助) 別添のとおり	主眼事項及び着眼点	(指定自立生活援助) (略)
主眼事項及び着眼点等	(指定共同生活援助) 別添のとおり	主眼事項及び着眼点	(指定共同生活援助) (略)
主眼事項及び着眼点等	(指定地域移行支援) 別添のとおり	主眼事項及び着眼点	(指定地域移行支援) (略)
主眼事項及び着眼点等	(指定地域定着支援) 別添のとおり	主眼事項及び着眼点	(指定地域定着支援) (略)
主眼事項及び着眼点等	(指定計画相談支援) 別添のとおり	主眼事項及び着眼点	(指定計画相談支援) (略)
主眼事項及び着眼点等	(指定自立支援医療機関) 別添のとおり	主眼事項及び着眼点	(指定自立支援医療機関) (略)